

連絡運輸規則 新旧対照表

改 定					現 行					
連絡運輸規則 2018年4月1日規則第44号					連絡運輸規則 2018年4月1日規則第44号					
別表1 連絡運輸の範囲					別表1 連絡運輸の範囲					
I 鉄軌道連絡					I 鉄軌道連絡					
6 南海電気鉄道連絡					6 南海電気鉄道連絡					
(1) 発売範囲					(1) 発売範囲					
当社線			南海		当社線			南海		
路線	発売範囲	接続駅	接続駅	路線	発売範囲	路線	接続駅	接続駅	路線	
御堂筋線	各駅	難波	難波	南海本線	各駅	高師浜線	難波	難波	南海本線	
谷町線	(日本橋・天神橋筋六丁目乗換、西梅田乗換又は梅田乗換) 都島以東の各駅									各駅
	(西梅田乗換又は梅田乗換) 中崎町、天神橋筋六丁目									
	(谷町九丁目乗換) 天満橋～四天王寺前夕陽ヶ丘間の各駅									
(谷町九丁目乗換又は天王寺乗換) 阿倍野以南の各駅	空港線									
四つ橋線	各駅	空港線	各駅	四つ橋線	各駅	空港線	各駅	各駅		
中央	(本町乗換又は阿波座乗換) 九	中央	(本町乗換又は阿波座乗換) 九	中央	(本町乗換又は阿波座乗換) 九	中央	(本町乗換又は阿波座乗換) 九	中央	(本町乗換又は阿波座乗換) 九	

線	条以西の各駅	多奈川線	加太線	和歌山港線	高野線	泉北線	鋼索線	高野山
	(本町乗換) 堺筋本町～緑橋間の各駅							
	(今里・緑橋乗換又は本町乗換) 深江橋以東の各駅							
千日前線	各駅	加太線	和歌山港線	高野線	泉北線	鋼索線	高野山	
堺筋線	(日本橋乗換) 動物園前を除く各駅							
	(動物園前乗換) 天下茶屋							
長堀鶴見緑地線	(心斎橋乗換又は西長堀乗換) ドーム前千代崎、大正	和歌山港線	高野線	泉北線	鋼索線	高野山		
	(心斎橋乗換) 西大橋～蒲生四丁目間の各駅							
	(今里・蒲生四丁目乗換又は心斎橋乗換) 今福鶴見以東の各駅							
今里筋線	(日本橋・天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換又は今里乗換) だいどう豊里以北の各駅	高野線	泉北線	鋼索線	高野山			
	(今里乗換) 太子橋今市以南の各駅							
ニュートラム	(本町・コスモスクエア乗換又は阿波座・コスモスクエア乗換) トレードセンター前、中ふ頭	鋼索線	高野山					
	(本町・コスモスクエア乗換、阿波座・コスモスクエア乗換又は住之江公園乗換)							

線	条以西の各駅	多奈川線	加太線	和歌山港線	高野線	泉北線	鋼索線	高野山
	(本町乗換) 堺筋本町～緑橋間の各駅							
	(今里・緑橋乗換又は本町乗換) 深江橋以東の各駅							
千日前線	各駅	加太線	和歌山港線	高野線	泉北線	鋼索線	高野山	
堺筋線	(日本橋乗換) 動物園前を除く各駅							
	(動物園前乗換) 天下茶屋							
長堀鶴見緑地線	(心斎橋乗換又は西長堀乗換) ドーム前千代崎、大正	和歌山港線	高野線	泉北線	鋼索線	高野山		
	(心斎橋乗換) 西大橋～蒲生四丁目間の各駅							
	(今里・蒲生四丁目乗換又は心斎橋乗換) 今福鶴見以東の各駅							
今里筋線	(日本橋・天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換又は今里乗換) だいどう豊里以北の各駅	高野線	泉北線	鋼索線	高野山			
	(今里乗換) 太子橋今市以南の各駅							
ニュートラム	(本町・コスモスクエア乗換又は阿波座・コスモスクエア乗換) トレードセンター前、中ふ頭	鋼索線	高野山					
	(本町・コスモスクエア乗換、阿波座・コスモスクエア乗換又は住之江公園乗換)							



	駅		線		
千日前線	(日本橋乗換) 各駅				
堺筋線	各駅				
長堀鶴見緑地線	(長堀橋乗換) 大正～蒲生四丁目間の各駅		和歌山港線		
	(日本橋・今里・蒲生四丁目乗換又は長堀橋乗換) 今福鶴見以東の各駅				
今里筋線	(天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換) だいどう豊里以北の各駅		高野線		
	(日本橋・今里乗換) 太子橋今市以南の各駅				
ニュートラム	(堺筋本町・コスモスクエア乗換) トレードセンター前		泉北線		
	(堺筋本町・コスモスクエア乗換又は動物園前・大国町・住之江公園乗換) 中ふ頭～ポートタウン東間の各駅			鋼索線	高野山
	(動物園前・大国町・住之江公園乗換) フェリーターミナル～平林間の各駅				
御堂筋線	各駅	中百舌鳥	南海本線	各駅	
		中百舌鳥	高		

	駅		線		
千日前線	(日本橋乗換) 各駅				
堺筋線	各駅				
長堀鶴見緑地線	(長堀橋乗換) 大正～蒲生四丁目間の各駅		和歌山港線		
	(日本橋・今里・蒲生四丁目乗換又は長堀橋乗換) 今福鶴見以東の各駅				
今里筋線	(天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換) だいどう豊里以北の各駅		高野線		
	(日本橋・今里乗換) 太子橋今市以南の各駅				
ニュートラム	(堺筋本町・コスモスクエア乗換) トレードセンター前		泉北線		
	(堺筋本町・コスモスクエア乗換又は動物園前・大国町・住之江公園乗換) 中ふ頭～ポートタウン東間の各駅			鋼索線	高野山
	(動物園前・大国町・住之江公園乗換) フェリーターミナル～平林間の各駅				
御堂筋線	各駅	中百舌鳥	南海本線	各駅	
		中百舌鳥	高		

				師浜線	
				空港線	
				多奈川線	
				加太線	
				和歌山港線	
				高野線	
				鋼索線	高野山
四つ橋線	(大国町乗換) 西梅田～四ツ橋間の各駅				
御堂筋線	各駅	中百舌鳥	中百舌鳥	泉北線	深井～和泉中央間の各駅
谷町線	(天王寺・谷町九丁目・今里・太子橋今市乗換、動物園前・天神橋筋六丁目乗換、東梅田乗換又は天王寺乗換) 大日、守口				

				師浜線	
				空港線	
				多奈川線	
				加太線	
				和歌山港線	
				高野線	
				鋼索線	高野山
四つ橋線	(大国町乗換) 西梅田～四ツ橋間の各駅				
御堂筋線	各駅	中百舌鳥	中百舌鳥	泉北線	深井～和泉中央間の各駅
谷町線	(天王寺・谷町九丁目・今里・太子橋今市乗換、動物園前・天神橋筋六丁目乗換、東梅田乗換又は天王寺乗換) 大日、守口				

	(動物園前・天神橋筋六丁目乗換、東梅田乗換又は天王寺乗換) 中崎町、都島～太子橋今市間の各駅			
	(東梅田乗換又は天王寺乗換) 天神橋筋六丁目			
	(天王寺乗換) 東梅田、南森町～八尾南間の各駅			
四つ橋線	(大国町乗換) 本町、難波を除く各駅			
中央線	(本町乗換) 阿波座以西、堺筋本町、谷町四丁目の各駅			
	(本町乗換又は天王寺・谷町四丁目乗換) 森ノ宮、緑橋			
	(本町乗換、天王寺・谷町九丁目・今里・緑橋乗換又は天王寺・谷町四丁目乗換) 深江橋以東の各駅			
千日前線	(難波乗換) 桜川以西、日本橋、谷町九丁目の各駅			
	(難波乗換又は天王寺・谷町九丁目乗換) 鶴橋以東の各駅			
堺筋線	(動物園前乗換) 各駅			
長堀鶴見緑地線	(心斎橋乗換) 長堀橋、西大橋以西の各駅			
	(心斎橋乗換又は天王寺・谷町六丁目乗換) 松屋町～蒲生四丁目間の各駅			

	(動物園前・天神橋筋六丁目乗換、東梅田乗換又は天王寺乗換) 中崎町、都島～太子橋今市間の各駅			
	(東梅田乗換又は天王寺乗換) 天神橋筋六丁目			
	(天王寺乗換) 東梅田、南森町～八尾南間の各駅			
四つ橋線	(大国町乗換) 本町、難波を除く各駅			
中央線	(本町乗換) 阿波座以西、堺筋本町、谷町四丁目の各駅			
	(本町乗換又は天王寺・谷町四丁目乗換) 森ノ宮、緑橋			
	(本町乗換、天王寺・谷町九丁目・今里・緑橋乗換又は天王寺・谷町四丁目乗換) 深江橋以東の各駅			
千日前線	(難波乗換) 桜川以西、日本橋、谷町九丁目の各駅			
	(難波乗換又は天王寺・谷町九丁目乗換) 鶴橋以東の各駅			
堺筋線	(動物園前乗換) 各駅			
長堀鶴見緑地線	(心斎橋乗換) 長堀橋、西大橋以西の各駅			
	(心斎橋乗換又は天王寺・谷町六丁目乗換) 松屋町～蒲生四丁目間の各駅			

	(心齋橋乗換、天王寺・谷町九丁目・今里・蒲生四丁目乗換又は天王寺・谷町六丁目乗換)今福鶴見以東の各駅				
今里筋線	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換、動物園前・天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換、東梅田・太子橋今市乗換又は天王寺・太子橋今市乗換)だいでう豊里以北の各駅				
	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換又は心齋橋・蒲生四丁目乗換)清水～関目成育間の各駅				
	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換)太子橋今市、蒲生四丁目～緑橋間の各駅				
南港ポータウン線	(本町・コスモスクエア乗換)トレードセンター前				
	(大国町・住之江公園乗換)中ふ頭～平林間の各駅				

(注) 上記区間のうち、当社発売の難波及び天下茶屋接続については、南海本線難波～岸里玉出間、多奈川線、加太線、和歌山港線、高野線汐見橋～西天下茶屋間、紀伊清水～極楽橋間及び鋼索線の各駅を除き、中百舌鳥接続については、南海本線、高師浜線、空港線、多奈川線、加太線、和歌山港線、高野線汐見橋～西天下茶屋間、紀伊清水～極楽橋間及び鋼索線の各駅を除く。また、南海発売については、難波接続となる今里筋線だいでう豊里駅を除く。

(2) 発売券種

ア 当 社 通勤定期券 (大人のみ)

	(心齋橋乗換、天王寺・谷町九丁目・今里・蒲生四丁目乗換又は天王寺・谷町六丁目乗換)今福鶴見以東の各駅				
今里筋線	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換、動物園前・天神橋筋六丁目・太子橋今市乗換、東梅田・太子橋今市乗換又は天王寺・太子橋今市乗換)だいでう豊里以北の各駅				
	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換又は心齋橋・蒲生四丁目乗換)清水～関目成育間の各駅				
	(天王寺・谷町九丁目・今里乗換)太子橋今市、蒲生四丁目～緑橋間の各駅				
南港ポータウン線	(本町・コスモスクエア乗換)トレードセンター前				
	(大国町・住之江公園乗換)中ふ頭～平林間の各駅				

(注) 上記区間のうち、当社発売の難波及び天下茶屋接続については、南海本線難波～岸里玉出間、多奈川線、加太線、和歌山港線、高野線汐見橋～西天下茶屋間、紀伊清水～極楽橋間、泉北線及び鋼索線の各駅を除き、中百舌鳥接続については、南海本線、高師浜線、空港線、多奈川線、加太線、和歌山港線、高野線汐見橋～西天下茶屋間、紀伊清水～極楽橋間及び鋼索線の各駅を除く。また、南海発売については、難波接続となる今里筋線だいでう豊里駅を除く。

(2) 発売券種

ア 当 社 通勤定期券 (大人のみ)

通学定期券  
イ 南 海 通勤定期券 (大人のみ)  
通学定期券

イ 南 海 通勤定期券 (大人のみ)  
通学定期券

附 則

この規則は、2026年3月1日から施行する。

旅客営業規則 新旧対照表

改定	現行	備考
<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(通勤定期券の発売)</p> <p>第33条 通勤のため乗車する者、その他常時、区間及び経路を同じくして、順路によって乗車する者が、通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、次の各号の条件を満たすものに通勤定期券を発売する。</p> <p>2 通勤定期券購入申込書の様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">縦 21cm 横 29.7cm</p>	<p>旅客営業規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第38号</p> <p>(通勤定期券の発売)</p> <p>第33条 通勤のため乗車する者、その他常時、区間及び経路を同じくして、順路によって乗車する者が、通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、次の各号の条件を満たすものに通勤定期券を発売する。</p> <p>2 通勤定期券購入申込書の様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">縦 21cm 横 29.7cm</p>	

(通学定期券の発売)

第34条 指定学校に関する規則第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の幼児、児童、生徒若しくは学生、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）の児童又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の子どもが通学のため、常時、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、次の各号に定める発売場所において当該各号に定める手続きをしたときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園最寄り駅との相互間について、第33条第1項各号の条件を満たすものに通学定期券を発売する。

4 通学証明書の様式は、次の各号のいずれかとする。ただし、学校教育法第1条に定める学校以外の指定学校は、第3号の様式を用いるものとする。

(1)

表

通学証明書		契印
氏名 _____	証明書番号 _____ 号	
年齢 _____ ( 歳 )	有効期限 _____ 年 月 日	
住所 _____	卒業予定年月 _____ 年 月	
_____	所在地 _____	
_____	_____	
科別 _____	_____	
学年 _____	学校名 _____	
乗車 _____ 駅から	校長 _____	
区間 _____ 駅まで	氏名印 _____	
_____ 経由	※注意 校長印と通用期間の記入のないものは無効です。	

(2)

(通学定期券の発売)

第34条 指定学校に関する規則第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の幼児、児童、生徒若しくは学生、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）の児童又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の子どもが通学のため、常時、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合であって、次の各号に定める発売場所において当該各号に定める手続きをしたときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園最寄り駅との相互間について、第33条第1項各号の条件を満たすものに通学定期券を発売する。

4 通学証明書の様式は、次の各号のいずれかとする。ただし、学校教育法第1条に定める学校以外の指定学校は、第3号の様式を用いるものとする。

(1)

表

通学証明書		契印
氏名 _____	証明書番号 _____ 号	
年齢 _____ ( 歳 )	有効期限 _____ 年 月 日	
住所 _____	発行者 _____	
_____	所在地 _____	
_____	_____	
科別 _____	_____	
学年 _____	学校名 _____	
乗車 _____ 駅から	校長 _____	
区間 _____ 駅まで	氏名印 _____	
_____ 経由	※注意 校長印と通用期間の記入のないものは無効です。	

(2)

表

証明書 No.  通学区間

下記の者は、当校の学生であることを証明する。

所属 部 通学定期乗車券発行控

発行年月日	通期期間	発行駅	記事

学年 第 学年 ( 年度生 )

氏名 ( 歳 )

生年月日 年 月 日生

住所

年 月 日発行

発行者

所在地

学校名

卒業予定年月 年 月

代表者氏名

印

(3)

表

証明書 No.  年 月 日まで有効

下記の者は、当校の学生であることを証明する。

所属 部

交通機関	通期	定通	学校	長

学年 第 学年 ( 年度生 )

氏名 ( 歳 )

生年月日 年 月 日生

住所

年 月 日発行

発行者

所在地

学校名

卒業予定年月 年 月

代表者氏名

印

7 第1項の規定にかかわらず、別に定める条件を満たす場合は、第1項各号に定める手続きを省略することができる。

表

証明書 No.  通学区間

下記の者は、当校の学生であることを証明する。

所属 部 通学定期乗車券発行控

発行年月日	通期期間	発行駅	記事

学年 第 学年 ( 年度生 )

氏名 ( 歳 )

生年月日 年 月 日生

住所

年 月 日発行

発行者

所在地

学校名

代表者氏名

印

(3)

表

証明書 No.  年 月 日まで有効

下記の者は、当校の学生であることを証明する。

所属 部

交通機関	通期	定通	学校	長

学年 第 学年 ( 年度生 )

氏名 ( 歳 )

生年月日 年 月 日生

住所

年 月 日発行

発行者

所在地

学校名

代表者氏名

印

7 第1項の規定にかかわらず、自動券売機で通学定期券を発売するときであって、別に定める条件を満たす場合は、第1項各号に定める手続きを省略することができる。

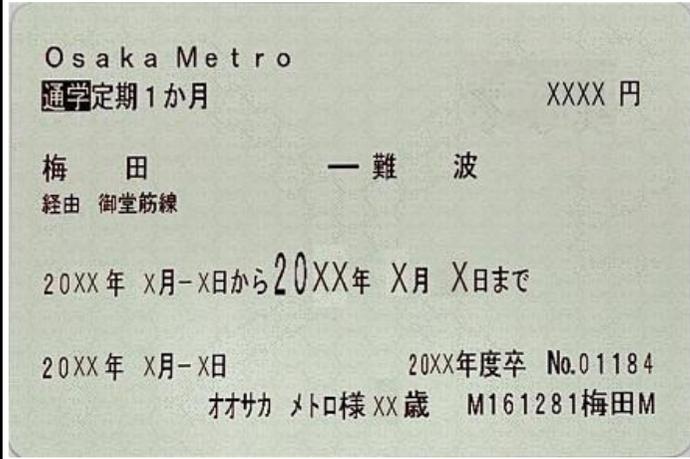
(定期券の様式)

第92条 定期券の様式は、次のとおりとする。

(2) 通学用

縦 5.75 cm

横 8.5 cm



備考 券面に「20××年度卒」の表示がないものもある。

附 則

この規則は、2026年3月1日から施行する。

(定期券の様式)

第92条 定期券の様式は、次のとおりとする。

(2) 通学用

縦 5.75 cm

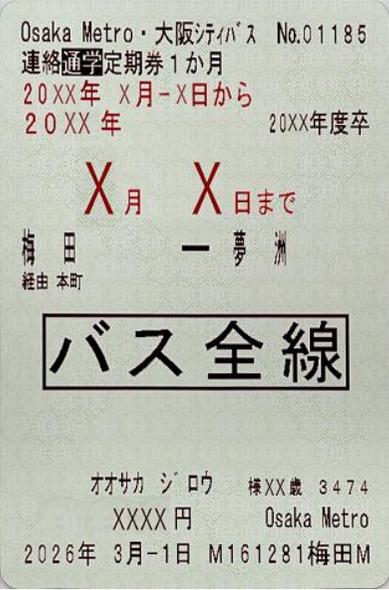
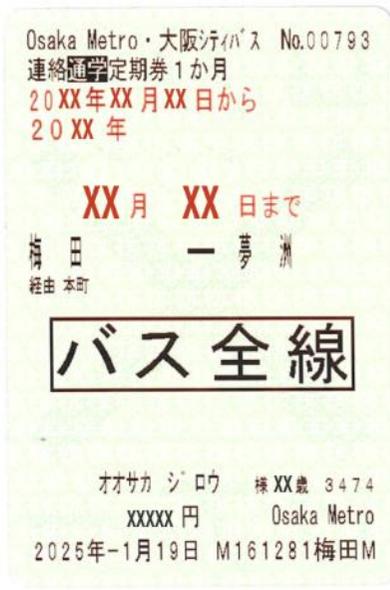
横 8.5 cm



I C 証票取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>I C 証票取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年 4 月 1 日規則第41号</p> <p>(割引運賃及び料金の適用期間)</p> <p>第38条 登録が必要な割引運賃及び料金の適用は、登録を行った日 その月の 1 日から15日の場合は当月又は翌月から、16日から月末ま での場合は翌月からとする。</p> <p>2 登録が必要な割引運賃及び料金の適用期間は、無期限とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、学生区分及びシニア区分の適用期間は 次のとおりとする。</p> <p>(1) 学生</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 登録の申込時に提示又は提出される通学証明書に卒業予 定年月が記載されている場合</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>卒業予定年月が属する年の3月(ただし、卒業予定月が4 月から12月のいずれかの月の場合にあっては、その翌年の3 月)末日まで</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 登録の申込時に提示又は提出される通学証明書に卒業予 定年月の記載がない場合</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>適用を開始する月の属する年の翌年の3月(ただし、適用 を開始する月が1月から3月のいずれかの月の場合にあっ ては、その年の3月)末日まで</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>規 則</u></p> <p><u>この規則は、2026年3月1日から施行する。</u></p>	<p>I C 証票取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年 4 月 1 日規則第41号</p> <p>(割引運賃及び料金の適用期間)</p> <p>第38条 登録が必要な割引運賃及び料金の適用は、登録を行った日 その月の 1 日から15日の場合は当月又は翌月から、16日から月末ま での場合は翌月からとする。</p> <p>2 登録が必要な割引運賃及び料金の適用期間は、無期限とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、学生区分及びシニア区分の適用期間は 次のとおりとする。</p> <p>(1) 学生</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>適用を開始する月の属する年の翌年の3月(ただし、適用を 開始する月が1月から3月のいずれかの月の場合にあっては、 その年の3月)末日まで</u></p>	

大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 新旧対照表

改定	現行	備考
<p>大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号</p> <p>(連絡乗車券の様式)</p> <p>第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 連絡定期券</p> <p>イ 通学定期券</p> <p>縦 8.5 cm 横 5.75 cm</p> 	<p>大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則 2018年4月1日規則第43号</p> <p>(連絡乗車券の様式)</p> <p>第15条 連絡乗車券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 連絡定期券</p> <p>イ 通学定期券</p> <p>縦 8.5 cm 横 5.75 cm</p> 	
<p>備考 <u>1</u> 小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。</p> <p><u>2</u> <u>券面に「20××年度卒」の表示がないものもある。</u></p>	<p>備考 小児及び特割大人用の場合は、券面下部左側に小児又は特割等の区分を表示する。</p>	

附 則

本規則は、2026年3月1日から施行する。